**住民登録の転入転出並に世帯主の変更は14日以内に届出ましよう。**
もし期間内に届出なき場合は500円以下の過料に処せられますから御注意下さい。

**10月末現在住民登録人口**
男4.182人　女4.858人
計　9.040人
世帯戸数　1.930戸
10月中の出生死亡届出件数
出生　7人
死亡　2人

防犯ソフトボール大会

昭和40年11月15日
毎月発行
発行所
**福岡県田川郡方城町**
印刷所
**文化印刷所**
田川市東区鉄砲町
電話田川②4199・3634

# 全国主要都市との電話が即時通話になりました

十月三十一日から全国主要都市との通話が即時通話になりました。

一、電話のかけかた

1、ダイヤルでない電話器の場合　今までの田川市郡内即時と同じで局を呼んで「即時」といってもらえば即時係が出ますから、自分の「局名電話番号と相手の局名電話番号」をいって受話器をかけずにそのまま待てば先方へつなぎます

2、自動ダイヤルの場合　かけかたは通話先によって二つの方法にわかれます。

(イ)相手方の市外局番市内局番、電話番号の順につづけてダイヤルを廻せば先方が出ます。　例えば「東京291局の3515番」へ通話したいときは、まず東京の市外局番「03」をまわし、291－3515をつづけてまわします。

(ロ)相手方の市外局番をまわすと交換取扱者が出るので、先方の電話番号を告げるとつなぎます。

3、かけるときの注意

(イ)ダイヤルはつづけてまわす。（5秒以上のかんかくをあけないこと）

(ロ)ダイヤルをまわし終ってから5秒から10秒ぐらい無音です。これは機械がつながるまでの時間ですからかけなおすことをしないで待って下さい

◇　市外局番一覧表は、電話局が電話加入者に配布します

# 苦情相談

## 行政監察局及び行政相談委員からのお知らせ

### 一、生前に農地を贈与

安藤さんは5人の子供のうち、4男と共に農業を営んできましたが、最近は神経痛で思うように仂けなくなりましたし、68才の老令でもありますので家業と4男の将来を考え生きているうちに農地を4男に譲っておきたいと思いました。しかし農業委員会で手続きをきいてもはっきりしませんので困ってしまい、そこで最寄りの行政相談委員にその旨申し出ました。相談をうけた行政相談委員は農業委員会に行って、安藤さんの場合、昭和43年12月13日までに申請すれば知事の許可を得て特別に贈与できることその際は贈与税をかけず前の所有者が死亡したときに、それより安い相談税の方で精算されるということを確かめて安藤さんを指導しましたので安藤さんは無事4男に農地と採草放牧地を贈与することができました。

### 二、高かつた寡婦への保険税

田口さんは洋裁の工賃と戦死した夫の恩給とで、子供と暮していますが生活がささやかなため固定資産税も市民税もかけられていません。ところが国民健康保険税は七一七〇円も課税されており近所の同じような条件をもった人と比べてみても高過ぎるようでした。市へいっても要領を得ませんそこで最寄りの行政相談委員を尋ね相談しました。申出を受けた行政相談委員は早速、市の保険課に連絡しました。市がそれにもとずいて再調査を行い、収入額から必要経費と寡婦控除等を差引きますと三三三〇円が適正な保険税であることが判り今後もその額で課税されることになりました。

### 三、再婚後離婚した戦争未亡人の年金

尾高さんは戦争で夫をなくしましたが将来の生活を心配した人々のすゝめもありまして5年後に再婚しました。しかし、その結婚もうまくいかず、結婚生活2年後昭和27年4月1日に離婚しました。尾高さんは、その後独身ですが、病身の妹の面倒を見ている関係で家計が苦しくたまりかねて最寄りの行政相談委員を尋ね何とか戦死した夫の年金を支給して頂く方法はないものかと相談しました。申出を受けた相談委員は直ちに行政監察局にこの旨を報告し報告を受けた監察局は、昨年改正になった遺族等援護法によれば「昭和21年2月1日から昭和27年4月29日まで再婚を解消した人」で一定の条件に合えば遺族年金がもらえることになっているのでそのことを詳しく相談委員に連絡し、相談委員は尾高さんの申請手続きを指導しましたのでその結果尾高さんは年額7万1千円を支給されることになりました。

**このような話にかぎらず、役所でなんとかしてもらえないものかというような疑問や困りごとは遠慮なく九州官区行政監察局か伊方犬星にお住いの桑野実生行政相談委員にお申し出下さい**

# 『交通事故訴訟七つの質問』

**「事故被害にかかつた場合は!!」**

今般、最高裁判所に於きましては「交通事故訴訟七つの質問」を作成し、交通事故の被害者が損害賠償金請求の訴えを起すときの参考資料として普及させることになりました。

交通戦争と呼ばれるほど交通事故の激増している今日、私たちはいつ交通事故に巻きこまれるかも知れません。不幸にして事故の被害者となった場合には、加害者から事故によって生じた損害の賠償を受けてせめてもの満足をはかるほかないわけです。損害賠償金の支払いについて加害者と話合いがつき、現実に賠償金が支払われれば問題はありませんが、加害者側に誠意がなく、また、自分の方に責任がないなどと云って全然支払おうとしない場合や、支払額について折り合わないような場合などは、被害者は裁判所に損害賠償請求の訴えを提起することによって権利の保護を求めることができます。その場合、とくに問題となる点を中心に問答の形で説明してみます。

**一　問**　ある会社の自動車にはねられて負傷しましたが、会社の方では従業員が就業時間後に勝手に車を持ち出して事故を起こしたのだから会社に責任はないといいます。そうなのでしようか

**（答）**　従業員が起こした自動車事故につき、雇主がどのような場合に責任を負うかは、かなりむつかしい問題があります。原則的には、その運転が広い意味で雇主のためになされている場合に生じた事故につき、雇主に責任があるということになりますが、裁判所は被害者の保護のため雇主の責任を広く認めようとする立場から、無断運転であって、従業員がもっぱら自分のためだけに運転していた場合でも結局、運転していた者が従業員であり車が雇主のものであれば特別の事情のないかぎり雇主に責任があるとしています。したがって質問の場合も会社に責任がある事例と思われます、

**二、問**　交通事故で負傷しましたが、警察の調べでは被害者である私の方が過失の程度が大きいということで加害者は検察庁で不起訴処分になったと聞きました。この場合でも損害賠償を求めることができるでしようか、

**（答）**　できます。

被害者側に過失があっても、加害者に過失がある以上、たとえそれが軽い過失であっても加害者が生じた損害の賠償をしなければなりません。

この過失は被害者の方で立証することになります。しかし、事故を起こした車が軽自動車以上のもので事故により身体、生命が害された場合は被害者が加害者の過失を立証しなくとも加害者の方で運転に関して注意を怠らなかったこと、被害者または第三者に故意過失があったこと、自動車に欠陥がなかったことの三つを全部証明しないかぎり、被害者の請求が認められることになっております。

一方、被害者側に過失があったときは裁判所が賠償額を定める際、これを考慮することがあります。たとえば損害額は一〇〇万円であるが被害者の過失が大きいから賠償額は五〇万円でよいというふうに定めるのです。

**三、問**　私の夫が自動車事故で死亡しました。こちらは損害金や慰謝料として三〇〇万円請求しましたが、加害者の方は自動車の強制保険金一〇〇万円を持ってきただけで、法律に定められている保険金を支払った以上、もはや責任はないと云います。そうなのでしようか

**（答）**　加害者の言い分は間違いです。自動車損害賠償保険法は死亡の場合支払われる保険金額を一〇〇万円としていますが、これは損害賠償額の最高限をきめたものではありません。

これ以上の損害が生じたのであれば加害者はこれを支払う義務があります。

そしてすでに支払われた保険金は賠償金の内入金となりますから問いの場合、損害額が三〇〇万円であることが証明できれば裁判所はあと二〇〇万円の支払いを加害者側に命じることになります。

**四、問**　小学生の息子が交通事故で死亡しました。親である私達が損害賠償を一請求しようと思うのですがその損害額はどのように計算すればよいのでしようか

**（答）**　損害額の計算はむつかしい問題で、裁判所も、どのような証拠や資料でどのように損害額を計算するかについてはいろいろ苦心しています。質問のような事故について裁判所で普通認められているところを申しますと、まず親自身の損害として支払った治療費、葬式費用など事故がなかったならば払わないですんだ出費と息子が死亡したことによって受けた苦痛をいやすための慰謝料があります。次に息子自身の損害として、事故がなかったならば受けることができたはずの利益（うべかりし利益と呼ばれます。）と慰謝料があります慰謝料は事故の状態などすべての事情を考慮して裁判所が請求の範囲内でその額をきめますが、うべかりし利益の計算がもっとも難問題です。たとえば、会社員が死亡した場合だとうべかりし利益は、この人がそのまま勤めていれば定年退職するまでに会社から受けたはずの給料の全額ということで普通計算されますが、子供の場合だと、この子供が将来何歳まで仂らくか、どんな職業につくかなどがすべて未知数で計算の基礎が確実でありません。このような場合にも損害は生じたのですから計算がむつかしいからといって請求を認めないことはできず、裁判所は発表されている各種の統計資料などを用いて最少限普通の人ならば一生のうちに受けることのできる利益を合理的に計算して損害額を定めなければなりません。うべかりし利益については、このほかにも現在収入のない家庭の主婦や無職の者が被害者である場合にも問題となります。損害額の定め方には、なおいろいろ問題が多くありますが、裁判所は当事者の提出する証拠と利用できる資料を用いて、できるだけみんなの納得のいく合理的な額を定めようと努力しています。

**五　問**　交通事故で負傷し軽いけがだと思ってわずかな金額で示談したところ、あとで後遺症が出て仕事ができなくなりました。加害者に治療費だけでも負担してもらいたいのですができるでしようか

**（答）**　おたがいの話合いの結果示談によって紛争を解決したのに、あとでこれをむしかえすことは原則として許されません。交通事故と後遺症はつきもので、医学の進歩した今日ではある程度までこれを予知できるのですから、示談をするさいには後遺症のことも十分に考慮に入れなければならないのです。しかし十分な努力をしたのに予知できなかったような後遺症が現われた場合にまで示談の効力によっていっさいの請求が認められないとするのは妥当でないので、このような場合裁判所は被害者に新たな救済を与えることを考慮しています。

**六　問**　仂き手の夫を交通事故で失い苦しい生活をしています。

いっこくも早く賠償金をもらいたいのですが裁判は長くかかるのでしようか

**（答）**　昭和三九年度の統計でみますと交通事故訴訟は第一審で平均一年二ケ月かかっています。

しかし、これはむつかしい事件なので特に遅れているものを含めての数字で、普通の事件だと一年以内に判決が下されましようし、訴訟中、裁判所のあっせんで多くの事件は和解によって早くかたづいています。裁判所は迅速、適正に事件を処理するよう努力しており東京、大坂、名古屋、京都、神戸の地方裁判所では交通事件の専門部を作って迅速な処理をはかっています

また、第一審で勝った被害者ができるだけ早く加害者から賠償金をとりたてることができるように判決には普通、事件が確定しなくても強制執行ができるよう仮執行の宣言がつけられています

さらに裁判があるまで生活に困る人のためには、一応の証拠によって加害者に一定金額の支払いを命ずる仮処分の制度もあります。

自動車の強制保険の関係では被害者から保険会社に直接保険金を請求できますし、仮渡し金といって早く保険金の一部を支払ってくれる取扱いもあり被害者の保護をはかっています

**七　問**　訴訟をするには、やはり弁護士に頼むのがよいでしようか

**（答）**　交通事故にはすでに述べたようにいろいろむづかしい問題もあり、やはり専門家である弁護士に依頼するのが望ましいと思われます。各地の弁護士会におかれている交通事故処理委員会に相談されれば適当な弁護士を紹介してくれますし事件によっては法律扶助協会と連絡し弁護士費用の立替えも考慮してくれます。

最後に以上申しましたような点を十分考慮して、不幸にして交通事故の加害者や被害者になった場合にも法の定めるところにしたがって合理的な紛争の解決をするよう、お互いに努力したいと思います。

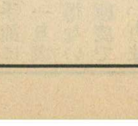

## 福岡県技能競技大会が開催されます

一、**趣旨**　この技能競技大会は技能労仂者の技能習得意欲を増進させて技能水準の向上を図るとともに、職業訓練法に基ずく技能検定の実技試験に代替するものとして行われるもので、したがって競技職種と同一職種名の技能検定の受験を希望される方は必らずこの技能競技大会に参加する必要があります。

二、**競技職種**
鋳鋼鋳物工、機械検査工、鉄工、時計修理工、変圧器組立工、配電盤組立工、洋裁工、畳工、建築大工、家具工、建具工、木型工、椅子張り工、機械製図工、構造物現図工、凸版印刷工、オフセット印刷工、活版製版工、凸版写真製版工、ラジオテレビ修理工

三、**競技等級**
1級及び2級に分けて行います。但しラジオ、テレビ修理工は2級のみ行います

四、**競技日**
41年1月9日から2月13日までの間において指定する日に行います。

五、**競技場**
競技は指定する場所において行います。

六、**参加資格**
参加できるものは、1級技能検定の受験資格を有するもの又は2級技能検定の受験資格を有する者ですが、鉄工、配電盤組立工、建築大工、家具工、建具工、木型工、機械製図工、ラジオテレビ修理工においては2級の受験資格を有しない者であっても昭和20年1月1日から22年12月31日までに生れた者は2級と同じく参加できます。

七、**参加申込手続**
参加を希望する者は、申込書を県労仂部職業訓練課又は、もよりの県職業訓練所に提出して下さい。申込書は標記の訓練課又は訓練所にあります。郵送を求める場合は十円切手をはった返信用封筒を同封して請求して下さい。

八、**参加料**
1級二千円　2級一千八百円（申込のとき納める）

九、**申込受付期限**
40年11月15日から11月25日まで。

※その他参加上の詳細は右の訓練課又は訓練所にお問合せください。

---

## 「お年玉つき年賀ハガキの発売は十一月十日から…」

今年のお年玉つき年賀ハガキは昨年より二日早く、十一月十日より発売されます。

一円の寄附金のつけられているものは、この寄附金が今年も、社会福祉事業団体、風水害震災等非常災害による被災者の救助にあたる団体、ガン、結核、小児マヒ等の研究治療を行う団体、原子爆弾の被爆者の治療援助を行う団体を対象にして贈られることになっています。

この寄附金はお年玉つき年賀ハガキが昭和二十四年度にはじめられて以来、今年の見込も入れますと総額八十四億七千八百万円にものぼり、多くの恵まれない人々へのおくりものとなっています。

---

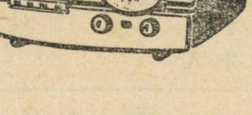

## 農繁期

## 留守宅をねらうあき巣

### 住宅地帯や農繁期の農家ではご用心

レクリエーションで家族そろっての外出、または猫の手も借りたいほどの忙しさの農繁期。

この時期をねらってあき巣が多くなります。

あき巣の被害にかからぬようつぎのことを守りましょう。

※確実な戸締り

○　留守番のない時を考えて、出入口は外から施錠の出来るじょうぶな錠前をとりつける。

○　窓や縁側の雨戸などにも二重、三重にじょうぶな締め金具を目立たないようにとりつける。

○　アパートではほとんどベランダから侵入するので、ベランダ側の建具にはじょうぶな締め金具を用いる。

○　外出するときはもう一度、戸締りを見回り絶対にミスのないようにする。

○　旅行や日帰りのレクリエーションはもちろん、ちょっとの外出にも必ず戸締りする習慣をつける

※隣り近所の協力

○　留守にするときは隣りきんじょに声をかけて、留守を頼んでいくようにする。

○　隣近所が協力して、ドロボゥが留守や就寝中に家の中にはいるとベルが鳴り出す自動警報装置を取りつけ万一に備える。

※不審者の届出

○　見知らない不審者がうろうろしているのを発見した人はすぐに警察官に知らせる。

---

## NHK行橋テレビ放送局開局について

テレビをお持ちの家庭の皆さん!!　視聴したいが、どうも映像のうつりが悪いというチャンネルがありはしませんか!　方城町は比較的うつりが良い地域といわれていますが、それでも地区や地形によっては或る種のチャンネルが全然うつらないという処もあります特にNHK教育テレビはうつらないとの声を多く聞きます。

このような問題を解決するために新しく犀川の大阪山頂に設置したのがNHK行橋テレビ放送局です。

しかし、ご注意願いたいのは、何もせずに今まで映らなかったチャンネルが視聴できるというわけではありません。とどかなかった地域に電波を送るには、いままでより波長の短い電波を使う必要がありますし、現に使用中の電波と混信させないためには、性質の違う電波（垂直偏波）を使う必要があります。（いまの電波は水平偏波）

したがって、視聴するためには①いまのアンテナと違うアンテナを取付け②附属器械としてコンバーターを取付ける必要があります

費用は工事費を含めて大体壱万円前後ですが、詳細は最寄りのラジオ、テレビ商に相談されるとよく判ります。

また、教育施設（学校、幼稚園、保育所、公民館）等に設置する場合は、コンバーターについては半額をNHKが補助してくれます

その補助申請のしかたは役場の教育委員会に相談されれば判ります。

また、商業放送（RKB TNC、KBC）に於いても、おなじ行橋のテレビ局舎の中において着々準備中でありますので、まもなく一斉に垂直偏波が視聴できるようになります。

また、今までどおりでよい家庭は、今のままで視聴できます。

---

## 自転車・バイクの盗難を防ぎましょう

田川警察署の管轄区域では本年中六月末までに八〇台の自転車、バイクが盗まれております。

この中、被害者の手許にかえったのは一一台ですがこの全部が防犯登録をした車ばかりです。

このことをみても防犯登録がどんなに大切かが分ります。

◎　**盗難、遺失の自転車などは防犯登録をしてないと誰れのものか分らない**

むかしは自転車には鑑札があったので、所有者が判明したが、いまは鑑札がないので防犯登録以外に所有者を確定する方法はない。

◎　**盗難にかかつた自転車バイクの発見は何故むづかしいか。**

盗難車輌は安い値段で個人から個人に売買されるため、買う人ももうかるので、盗難車輌ではないかと思っても警察に届けない。

◎　**どんな場所が被害にかかりやすいか。**

一番被害にかかり易い場所は何んといってもパチンコ店前で一四件、つぎは、のみ屋前の一二件でこの外普通のお店の前や道路ばた、銀行、官庁などの前などでもかなり盗難が起きています。

◎　**どんな時間に被害をうけやすいか。**

午後四時ごろから午後八時ごろまでが一番多くて一九件、午後一〇時ごろから午前三時ごろまでが一六件、午後八時ごろから午後一〇時ごろまでが一三件となっている。

◎　**自転車、バイクの盗難を防ぐには**

○防犯登録をしておく。

○自転車にはくさり錠、ワイヤー錠、馬てい錠を取り付け、車を使用しないときは必ず錠をかけておく。

---

## 知らねば損をする

## 法と実例

（第一回）

### カフエー　丸玉事件

十月一日は法の日。人は法に守られ、法の中に生きていることを自覚して貰うために設けられた日です。さて、ここでは、常識が法の世界では通用しない実例を掲げ、参考に供したいのでありますが、「カフェー丸玉事件」が、その好適例であります。カフェー丸玉と云うのは、昭和の初め頃、従業員数百名を持つマンモス・カフェーを日本に初めて大阪の道頓堀に作ったことで有名でありますが、奇しくも、私の叔父がその当時から今日迄、ズットそこの顧問弁護士をしているので、一寸因縁があるわけです。この事件は法律家なら皆知っている有名な事件で、大学で法律を学んだ人なら必ず、演習課題に引用されて、教授から講議を聞いている筈です。

又、法律書なら必ず引用されて載せられています。事件が起きたのは昭和八年ですが、その概要は次ぎの通りです。

丸玉の或美人女給さんに三ヶ月通ってきた客が、「きみの様な美人は、こんな所に仂いてはよくない。独立資金として四百円上げるからやめなさい。」と言ったと考えてください。当時の四百円は物価から云うと、今の二拾万円に当りますが、大学出の初任給が、月六拾円、すし米の上等が一升五拾銭でしたから、今の二拾万円以上に使いがいがあったと思います。なんにしても、喜んだのはその女給さんで、四百円貰って丸玉をやめる積りになったことは当然でしょう。

「女給商売サラリとやめて」と云うわけです。

ところが、幾ら催促してもその客は、約束の金を呉れないので、大阪の裁判所に四百円の請求訴訟を提起したのであります。これが法律問題として有名な「丸玉事件」の発端となったのでなります。「約束は守らなければならない。」と云う法諺がありますが、これは法の世界ばかりでなく道徳の世界でも同じで、人間社会の鉄則でもあります。勿論第一審第二審でも女給側が勝訴となりましたが、最終審の大審院で「深い理由もなしに、僅かの期間のなじみで、客が女に大金をやる約束など訴に依る履行を求め得ない」との判断を下したのであります。

言ってみれば、飲屋などで、何ら深い理由もなく客が、そこの接客婦に大金をやると約束しても、何んら法の保護を受けないと云うことです。この大審院の判断は、その後、最高裁判所になっても覆がえされていませんから、我国の裁判所の変らない態度と云えるでしょう。これに似た様な事例は極めて多いし、又、既に皆さんも経験していられるのではないかと思いますので、いま一歩突き進んでこれと類似事件の法的取扱いを研究してみましょう。「金をやろう、宝石をやろう、家をやろう」と、口約束をした場合、法律はどんな取扱い方をしていましょうか。これは贈与契約の問題でありますが、先づ民法五百五拾条を読んで載きたい。「書面に依らざる贈与は各当事者これを取消すことを得但履行の終りたる部分に付ては此限に在らず」

この大意は「物をやると云う贈与の約束は、これを書面によってしない場合には、やる方の人からでも、又貰う方の人からでも、何時でも、この約束を取消すことができるが、既にその一部をやった後では、その履行済みの部分は取戻すことができない」と言うことです例を挙げて云うと、一万円やると口約束した場合、どちらからでも何時でも取消しができるが、この一万円の贈与契約を書面とした場合には取消し得ない。又、口約束でも、やってしまえば、取消して取戻せないし一万円の内、千円でもやった部分は取戻せないと云うことです。勿論、どちらからも取消しの意思を表示しない以上は、たとい口約束でも有効で、貰う方から請求できるわけです。ここで注意して欲しいのは丸玉事件では、この民法の規定によって処理されず、デイトの約束や友人との散歩の約束が、法の干渉外の徳義上の約束とせられるのと同様に、客と女給との金品贈与の約束を、法の保護をうけない徳義上の問題としていることです。

この様に、法の世界では、全く常識で考えられない様な取扱いをすることが、非常に多いのでありますが、その典型的な実例として丸玉事件を引用したのでありますが注意したいのは、夫婦の間では「婚姻関係在る間は」書面であると又既に、約束を実行して物をやった後でも、常に取消しができることです。たとえば、夫が妻に宝石を買ってやった場合、いつでも取り戻せることです。（民法七百五拾四条参照）

しかし、夫婦関係が円満を欠いで、破綻の一歩手前に在る様な場合には、一旦妻にやった物は取戻し得ないと云うのが裁判所の態度でありますから注意がいります。夫婦間の契約がこの様に、法の保護をうけないのは「法は家庭に入らず」という法の建前からでありますが、これは民事だけでなく刑事問題にも適用されています。たとえば、妻が夫の財布から千円札一枚を抜取っておくとか、夫が妻のへ・そ・く・りを探し出して黙って持ち出すとか、こんな場合窃盗罪に該るわけでありますが、夫婦間の盗みに付いては刑法は特にその刑を免除しています（刑法二四四条参照）。何れも家庭内の出来事には法は干渉しないと云う前述の法理が適用されているからであります

この様に不粋の典型と思われている法にも仲々粋な一面がありますが、常識が法の世界では通用しないことには変りはありません。

丸玉事件のような客と接客婦との間の「金品をやろう」という事例は非常に多いのでありますが、こんな場合の「金品をやる動機目的」というものは「女の歓心をかう」ためであるのが、普通であって、深い余程の理由が認められない限り、こんな約束は、徳義上処理すべき問題として、法の保護（訴訟上の強制）を得られないと云う様な裁判所の態度であります。飲屋などでの約束に、一々法律上の拘束力が与えられては、人間生活の、娯楽の面で、たまったものではありません。この大審院の判決に対しては学問的な批判もありますが、名判決の一例でありましょう

（解説責任　門屋不酔子）